

規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「措置入院者並びにその配偶者及び絶対的扶養義務者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していないときは、前前年分の所得税額）」を「法第二十九条第一項又は法第二十九条の第二第一項の規定による入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による措置入院者並びにその配偶者及び絶対的扶養義務者の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次項及び別表において「所得割」という。）の額」に改め、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 所得割の額は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところにより算定するものとする。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（年齢十六歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（年齢十九歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同項第十一号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除して算定する。

二 措置入院者又はその配偶者若しくは措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この号において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。

三 措置入院者又はその配偶者若しくは措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるとおり算定する。

イ 地方税法第二百九十五条第一項第二号の規定により市町村民税が課されないこととなる者 所得割の額は、零とすること。

ロ イに該当しない者 地方税法第三百十四条の二第一項第八号に定める金額（同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除すること。

第二十二條に次の一項を加える。

4 法第四十五条第二項の規定により交付する精神障害者保健福祉手帳の様式は、様式第三十三号のとおりとする。

第二十三條中「様式第三十三号」を「様式第三十四号」に改める。

第二十四條中「様式第三十四号」を「様式第三十五号」に改める。

第二十五條中「様式第三十五号」を「様式第三十六号」に改める。

別表中「所得税額」を「所得割の額」に、「一四七万円」を「五十六万四千元」に改める。

様式第七号中「~~所得~~」を「~~所得~~・~~今世~~」に改める。

様式第十四号中

						所得 税額	備考

を

							備考

に改める。

様式第三十五号を様式第三十六号とし、様式第三十四号を様式第三十五号とし、

様式第三十三号を様式第三十四号とし、様式第三十二号の次に次の一様式を加える。

様式第 3 3 号 (第 2 2 条関係)

(第 1 面)

障 害 者 手 帳	
写 真	第 号
無帽・上半身 縦 4 cm × 横 3 cm	手帳番号
氏 名	交 付 日
年 月 日生	有 効 期 限
年 月	名
[精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律第 4 5 条の保健福祉手帳	埼 玉 県 印

(第 2 面)

障 害 等 級	
住 所	

(第 3 面)

備 考

注 意 事 項

- 1 医療や生活などで相談したいときは、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などにご相談ください。
- 2 住所や氏名が変わったときは、30日以内に変更届を出してください。
- 3 この手帳を万が一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。
- 4 この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 5 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。
なお、新しい手帳が交付されるまで期間を要しますので、更新手続は早めにお願いたします。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年五月三十一日（この項及び次項において「基準日」という。）から引き続き入院している者（基準日に入院中の者であつて、基準日の翌日からこの規則の施行の日前までの間に退院した者を含む。次項において単に「入院中の者」という。）であつて、改正後の第十一条の規定により費用を徴収されることとなるものについては、改正前の第十一条の規定に基づき当該費用の徴収額を算定するものとする。

3 前項の規定は、入院中の者であつて、次の各号に掲げるものについては、適用しない。

一 基準日以前において、改正前の第十一条の規定により基準日の属する入院に係る費用を徴収された者

二 改正後の第十一条の規定により費用を徴収された者

4 この規則の施行の際現に交付されている身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第四十八号）第二条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号。次項において「改正前の省令」という。）に定める様式による精神障害者保健福祉手帳は、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式によるものとみなす。

5 改正前の省令に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

6 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。